

令和 8 年度（定期受付）建設工事等入札参加資格審査申請について（市外業者）

令和 8 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までの 2 年間、直方市が発注する建設工事（建設工事に付帯する工事・調査・設計等を含む）の請負契約に係る競争入札に参加を希望される方は、下記事項に留意の上、申請書を提出してください。

（資格要件）

1. 直方市内に本店、支店、営業所等を有しない者。
2. 次の要件に該当する方は、申請できません。
  - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
  - (2) 建設工事を希望する場合、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による建設業の許可を受けていない者。
  - (3) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営に関する事項の審査を受けていない者（建設工事を希望する場合）。
  - (4) 国税及び地方税を滞納している者。
  - (5) 建設工事を希望する場合、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入がない者（加入義務のない者を除く）。
  - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者。
  - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係又は社会的に非難される関係を有しているとして関係機関の通知等があった者。

注) 次の各号に該当すると認められる者で、その事実があった日を起算日とし、3 年を経過しない者は競争入札に参加させないことがあります。

- ① 契約の履行にあたり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質、もしくは数量に関して不正行為を行った者。
- ② 競争入札またはせり売りにおいて、公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るため連合を行った者。
- ③ 落札者が契約を締結すること、または契約者が契約を履行することを妨げた者。
- ④ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督または検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
- ⑤ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
- ⑥ ①～⑤の一に該当する事実があった者を、契約の履行にあたり代理人・支配人・その他の使用人として使用した者。
- ⑦ 過去 3 年以内に、複数回、指名停止等措置要綱に該当し、措置を受けた者。

1. 受付期間 令和 8 年 8 月 1 日（土）～令和 8 年 8 月 31 日（月）
2. 提出方法 電子申請による  
※ 令和 7 年度申請分より申請方法を電子申請に 1 本化しております
3. 入札参加資格の有効期間  
令和 8 年 10 月 1 日～令和 10 年 9 月 30 日（2 年間）
4. 入札参加希望業種 1 社 2 業種以内（建設工事と測量・コンサルの中から最大 2 業種まで）
5. 提出書類の作成及び申請要領  
電子申請入力フォーム（グラフター）を通じて、以下の 3 ステップで申請していただきます。

【申請までの流れ】

- (1) 事前準備として直方市公式ホームページより「R8 建設工事等競争入札参加資格審査申請様式一式(市外)」のエクセルデータをダウンロードし、必要事項を入力して保存してください。  
様式のうち、使用印鑑届（市様式 - 共通 4）を印刷して使用印及び実印を押印した後、書類をスキャンして電子データを作成してください。  
※ 印影がはっきりと読み取れる状態にしてください。
- (2) 建設業許可通知書の写し等各種証明書類関係を PDF 等の電子データ化してください。
- (3) 電子申請フォームに必要事項を入力し、(1) (2) で作成したデータを添付し、申請してください。

【申請先】

直方市公式ホームページの【令和 8 年度 建設工事等入札参加資格審査申請受付（市外業者）】のページ内、「電子申請入力フォーム」より申請を行ってください。

【電子申請時の注意】

- (1) エクセルシートは、毎年内容が変わります。必ず、今年度の申請様式を使用してください。  
本様式は必要に応じて保護をかけていますので、保護を外さないようにしてください。また、不要なシートであっても削除しないようにしてください。
- (2) 電子で申請が完結します。（別途、原本等の郵送は不要です。）
- (3) 各証明書は、提出時において、必ず発行後 3 ヶ月以内のものを提出してください。
- (4) 申請書の申請者は法人にあっては本社の代表者とし、個人にあっては事業主に限ります。  
（申請は 1 法人につき 1 回）  
支社及び事業部門間で事前に確認を行い、二重申請とならないように注意してください。
- (5) 電子申請時に添付する電子データは 1 ファイルごとにデータ容量上限があるため、原則必要なデータのみを添付するようにしてください。  
※データの添付が困難な場合は該当書類のみ郵送していただく等で対応いたします。（事前にご相談ください。）

**\*書類種について\***

◎市様式：エクセルデータ「R7 建設工事等競争入札参加資格審査申請様式一式（市外）」の各種シート

**【提出書類一覧】**

◎添付：各種証明書の写し等を PDF に電子データ化し、提出するもの

	書類種	提出書類	備考
①	市様式	共通 1 申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設工事と測量・コンサルの中から別紙①「指名希望業種分類表」を参考に希望業種 2 業種までを選択し、入力すること</li> <li>●委任先（支社等）を定める場合は、受任者情報を入力すること</li> <li>※建設業種希望の場合 委任先として指定できるのは、<b>建設業法上の営業所許可を受けた事業所のみ</b>となるため、注意すること</li> <li>※測量・コンサル等業種の場合 「測量」「建築設計」「不動産鑑定」「土地家屋調査」の業種を希望する場合は、<b>法律上必要とする資格を有しない方は申請できない</b>ため、注意すること。</li> </ul>
②	市様式 又は 任意様式	共通 2 工事・コンサル等経歴書 (任意様式 業務経歴書等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●希望業種ごとに直前 2 年間分の経歴書を作成すること</li> <li>【対象期間：令和 6 年 7 月 1 日～令和 8 年 6 月 30 日】</li> <li>※指定様式を用いず、経審等で提出する「工事等経歴書」の写しの提出も可（<b>不要な業種は外し、希望業種のみ提出すること</b>）</li> </ul>
③	市様式 又は 任意様式	共通 3 技術者名簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>●希望業種ごとに作成すること</li> <li>●任意様式でも可とする</li> </ul>
④	市様式	共通 4 使用印鑑届	<ul style="list-style-type: none"> <li>●様式 1 を入力後、本様式を印刷し、使用印欄に本市との契約等に使用する印鑑を押印、また、申請欄には実印を押印した上で、PDF 等に電子データ化し、添付すること</li> <li>※印影が確認できる解像度にデータ化すること</li> <li>※会社名、支店名のみの印鑑は不可（使用を認める印影との併用は可）</li> </ul>
⑤	市様式	共通 5 誓約書兼同意書	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電子申請入力フォームにて入力するため、入力・押印不要</li> </ul>
⑥	市様式	共通 6 委任状	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支社等に委任する場合のみ</li> <li>※電子申請入力フォームにて入力するため、入力・押印不要</li> </ul>
⑦	添付	共通 7 商業登記簿謄本又は代表者の身分証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>●【法人】商業登記簿謄本</li> <li>●【個人】代表者の身分証明書（本籍地の市町村発行）</li> <li>→いずれも、写しを添付すること</li> </ul>
⑧	添付	共通 8 印鑑証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>●写しを添付すること</li> </ul>
⑨	添付	共通 10 納税証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>●以下の証明書の写しを添付すること</li> <li>【法人】 「様式その 3 の 3」（法人税・消費税及び地方消費税）</li> <li>【個人】 「様式その 3 の 2」（所得申告税・消費税及び地方消費税）</li> <li>※法人は本社名義、個は代表者名義の証明書を提出すること</li> </ul>

⑩	市様式	建設工事 1 希望する工種区分と完成工事高	<p>【建設工事業種登録希望者のみ提出】</p> <p>●希望する工種区分については、希望業種の許可種別に○をつけること</p>
⑪	添付	建設工事 2 建設業許可通知書の写し	<p>【建設工事業種登録希望者のみ提出】</p> <p>●申請時点で許可期間が有効であることを確認のうえ、写しを添付すること</p> <p>※更新中の場合は、許可証明書の写しでも可</p> <p>【支社等に委任する場合】</p> <p>●建設業許可通知書別紙二（1）又は（2）を併せて提出すること</p>
⑬	添付	建設工事 3 経営規模等評価関係書類	<p>【建設工事業種登録希望者のみ提出】</p> <p>●経営規模等評価結果通知書の写しを添付すること</p> <p>≪総合評定値〔P〕が記載された通知書≫</p> <p>【審査基準日：令和6年10月1日～令和7年9月30日】</p>
⑭	添付	建設工事 4 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を証明する書類	<p>【建設工事業種登録希望者のうち、該当者のみ提出】</p> <p>●経営規模等評価結果通知書で加入が確認できない業者のみ、別紙 2「社会保険等確認資料」2 に記載の書類を添付すること</p>
⑮	市様式	測量・コンサル 1 経営規模等総括表	【測量・コンサル業種希望者のみ提出】
⑯	市様式	測量・コンサル 2 業態調書	【測量・コンサル業種希望者のみ提出】
⑰	添付	測量・コンサル 3 登録証明書	<p>【測量・コンサル業種のうち、該当業種登録希望者のみ提出】</p> <p>※以下の業種を希望する場合は、各登録証明の写しを添付すること</p> <p>●「測量」希望・・・測量法第 55 条の登録証明書</p> <p>●「建築設計」希望・・・建築士法第 23 条の登録証明書</p> <p>●「不動産鑑定」希望・・・不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条の登録証明書</p> <p>●「土地家屋調査」希望・・・土地家屋調査士法第 8 条の登録証明書</p>
⑱	添付	測量・コンサル 4 財務諸表（決算書）	<p>【測量・コンサル業種希望者のみ提出】</p> <p>●直前 2 年度分の決算財務諸表を添付すること</p> <p>※個人の場合は確定申告書の写しでも可</p>

## 6.その他申請時の注意事項

### (1) 経営規模等評価関係書類の提出について

**審査基準日内（令和6年10月1日～令和7年9月30日）の経営規模等評価結果通知書の写しが提出できない場合、建設工事の入札に参加できません。**

ただし、令和7年9月30日以降の経営規模等評価結果通知書の写しが提出できる場合、建設工事の入札には参加できませんが市の登録業者になることはできます。

（※市が発注する修繕工事等の見積合わせや入札に参加することはできます）

### (2) 書類の訂正について

申請書類の**訂正や書類の追加提出は、原則メールにて**受領いたします。（押印の必要な書類等原本の提出が必要な場合等を除く）

◆提出先アドレス（直方市財政課工事契約係）：[n-keiyaku@city.nogata.lg.jp](mailto:n-keiyaku@city.nogata.lg.jp)

## 7.その他申請後の流れ

### (1) 登録業者情報の公開について

登録業者情報の「会社名」「所在地」「電話番号」「市の登録業種」に関しては、令和8年10月以降、直方市のホームページ上にて公開します。

### (2) 変更事項の届出

申請内容に変更が生じたときは、速やかに変更届を提出してください。

変更届は、直方市指定様式を使用し、変更事項を確認できる書類を添付してください。

### 【お問合せ先（担当部署）】

直方市 総合政策部 財政課 工事契約係      TEL 0949-25-2233（直通）

## 指名希望業種分類表

直方市では建設工事、測量・建設コンサルタント等の中から、1社につき2業種まで登録が可能です。下記の分類から希望する業種を選択し、競争入札参加資格申請書の「希望業種 1」・「希望業種 2」欄に記入してください。

No.	建設工事	No.	測量・コンサルタント等
01	土木一式	31	測量
02	建築一式	32	建築設計
03	大工	33	土木設計
04	左官	34	地質調査
05	とび・土工・コンクリート	35	補償
06	石	36	不動産鑑定
07	屋根	37	設備設計
08	電気	38	土地家屋調査
09	管	39	漏水調査（工事を伴うもの。）
10	タイル・れんが・ブロック	40	計量証明
11	鋼構造物	41	白蟻防除
12	鉄筋	42	その他（上記以外のもの。）
13	ほ装		
14	しゅんせつ		
15	板金		
16	ガラス		
17	塗装		
18	防水		
19	内装仕上		
20	機械器具設置		
21	熱絶縁		
22	電気通信		
23	造園		
24	さく井		
25	建具		
26	水道施設		
27	消防施設		
28	清掃施設		
29	解体		

## 別紙②

### 社会保険等確認資料

#### 1. 業者登録受付時に提出する書類の「経営規模等評価結果通知書」での確認 (最新の「経営規模等評価結果通知書」でも可)

経営規模等評価結果通知書において、「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」の欄のすべての欄が「有」又は「除外」であること。この場合、下記の2に記載する提出書類は必要ありません。

経営規模等評価結果通知書 記載例

その他の審査項目(社会性等)	数値等	点数
雇用保険加入の有無	除外	0
健康保険加入の有無	有	
厚生年金保険加入の有無	有	
建設業退職金共済制度加入の有無	無	
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	無	
法定外労働災害補償制度加入の有無	無	
労働福祉の状況		

#### 2. 上記の3項目の欄で、一つでも「無」となっている場合

現在、加入済であることを証明する以下の提出書類が必要になります。

保険種類	提出書類
雇用保険	<b>【①自社で申告納付している場合】</b> ●労働局発行の労働(雇用)保険料の領収書(写)、又は納入証明書
	<b>【②労働保険事務組合に委託している場合】</b> ●労働保険事務組合発行の労働(雇用)保険料の領収書(写)、又は納入証明書
健康保険及び 厚生年金保険	<b>【①全国健康保険協会に加入している場合】</b> ●年金事務所発行の保険料の領収書(写)又は納入証明書
	<b>【②健康保険組合に加入している場合】</b> ●健康保険組合発行の保険料の領収書(写)又は納入証明書 ●年金事務所発行の厚生年金保険料の領収書(写)又は納入証明書
	<b>【③年金事務所に適用除外承認を受けた建設国保等に加入している場合】</b> ●年金事務所発行の厚生年金保険料の領収書(写)又は納入証明書 ※領収書の健康保険料が0円であることを確認します